

平成28年度第3回土佐町農業委員会

1. 開催日時 平成28年6月29日 午前9時～午前9時35分
2. 開催場所 土佐町役場第1会議室
3. 出席委員 (12名)
高石紘治夫・窪内康夫・細川盛次・近藤卓士・和田勇・長野直樹
和田正夫・川井高廣・仁井田亮一郎・伊藤弘康・伊藤正枝・永野博隆
4. 欠席委員 西村美佐江・澤田順一
5. 職務による出席者 農業委員会事務局 局長 吉村雅愛 書記 秦泉寺理恵
6. 議事日程

議案審議

第1号議案 土佐町農用地利用集積計画について

その他

7. 会議の次第

事務局 秦泉寺：おはようございます。只今から平成28年度第3回土佐町農業委員会総会を始めたいと思います。本日欠席の連絡をいただいているのは西村委員です。

会長：おはようございます。平成28年度の第3回土佐町農業委員会総会を開会をします。議事録署名人の指名を行います。9番仁井田委員、10番伊藤弘康委員の2名を指名致しますのでよろしくをお願いします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地利用集積計画について事務局の説明を求めます。採決は1件ずつ行います。

事務局 秦泉寺：第1号議案農用地利用集積計画について説明します。町長より計画が適当であるか農業委員会に諮問されています。この農用地利用集積計画については、利用権設定と呼ばれ、農業基盤強化法に基づきます。これについては30アールの耕作をしていなくても農地を借りることができます。町長が計画を告示することにより効力が発生します。利用権の設定を受ける者、借受人は[]番地、[]さん。利用権を設定する人、貸付人は[]、[]さん。土地は高須字繁昌屋式ノ南1386番1、465平米。同じく1388番1、675平米。合計1,140平米で、いずれも地目田、現況畑です。場所は高須の上の方で[]さんの自宅付近です。賃借権の設定で、借りる期間は平成28年4月1日から平成30年12月31日の2年9ヶ月です。賃借料は2筆で年間11,400円です。10アール当たり10,000円です。野菜を多品目で作付予定です。農機具は所有しており、雇用もしていません。現地確認、書類審査の結果、農業基盤強化法、土佐町の基本構想に照らして許可できる案件であると判断しております。以上です。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：無し。

会長：ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画についてご異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本計画について異議なしと回答することに決定しました。2件目について説明してください。

事務局 秦泉寺：2件目について説明します。利用権の設定を受ける者、借受人は[]番地、[]さん。利用権を設定する人、貸付人は[]、[]さん。土地は高須字大奈路1360番1、1,302平米。字繁昌屋式ノ南1386番3、343

平米。同じく1389番1、720平米。同じく1389番2、500平米。字茶屋床ノ下1390番1、5,035平米。同じく1391番、1,481平米。1390番1は地目、現況とも畑。その他は地目、現況とも田です。合計6筆で9,399平米です。借りる期間は平成28年7月1日から平成32年3月31日の2年9ヶ月です。賃借料は6筆で年間47,500円です。10アール当たり約5,000円です。水稻と、畑については野菜を作付予定です。場所は貸付人の自宅付近です。農機具は所有しており、雇用もしています。現地確認、書類審査の結果、農業基盤強化法、土佐町の基本構想に照らして許可できる案件であると判断しております。以上です。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：無し。

会長：ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画についてご異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本計画について異議なしと回答することに決定しました。3件目について説明してください。

事務局 秦泉寺：3件目について説明します。利用権の設定を受ける者、借受人は[REDACTED]番地、[REDACTED]さん。利用権を設定する人、貸付人は[REDACTED]さん。字繁昌屋式1334番、1,005平米。同じく1623番1、157平米。字大奈路1360番2、728平米。同じく1361番、1,114平米。同じく1363番、311平米。同じく1366番1、323平米。同じく1367番1、262平米。同じく1370番2、87平米。同じく1371番1、97平米。いずれも地目、現況とも田です。合計9筆で4,084平米です。借りる期間は平成28年7月1日から平成32年3月31日の2年9ヶ月です。賃借料は9筆で年間20,000円です。10アール当たり約4,900円です。水稻と、畑については野菜を作付予定です。農機具は所有しており、雇用もしています。現地確認、書類審査の結果、農業基盤強化法、土佐町の基本構想に照らして許可できる案件であると判断しております。以上です。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：無し。

会長：ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画についてご異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本計画について異議なしと回答することに決定しました。他に委員の方から何かありますか。

伊藤弘康委員：高須の方へ入り作で行っておるんですが、年末に通行料ということで請求をもらいました。今は町道にもなっていると思うので、そういったことはやめてもらいたいのですが、町から何か指導のようなものはありますか。

会長：いくらぐらい払っているのですか。

伊藤弘康委員：およそ2反で7千円ぐらいだったと思います。

川井委員：反別なら水路の分ではないですか。水利組合からの分です。

伊藤弘康委員：いえ、水路とは別です。道をつけるときに土地を寄付したりも入り作の人はしてないからということでした。

事務局長：基本的に町道は町の管理ですが、補修などは町がします。ただ地元管理で草刈り等をしているので、費用もかかるのでその負担分ということではないですか。

伊藤弘康委員：もともと叔父が作っておって、自分で道も付けたところは地元の人も通っています。

会長：農業委員会としては判断しがたいが。

川井委員：自分も高須で作っているの、聞いてみます。

事務局長：ちなみに他の所でそのようなところはないですか。

他委員：ありません。

会長：川井委員、聞き合わせをお願いします。補足ですが、今回の案件のところを[]くんからの要望で事務局と澤田委員と澤田推進委員と現地を確認に行きました。山下さんがもともと借りておったのですが、荒れたところもあり、[]くんと[]がなんとかしようと借り受けました。[]さんは畑作で、田尻などの管理が不十分でそのまま地主に返してはかわいそうです。このあたりでも高須は軽トラやトラクターが入れる道をつけていますが、それでも数年で荒れるかと思うと考えさせられました。一人でやれと言われても無理です。高須のえらい所はみんなで守ろうとしているところだと思います。[]さんが今までのような作り方なら、個人的には許可しづらいと思います。月曜日に県の農業会議の総会にも行ってきましたが、中間管理機構の話も個人的には押しつけに感じました。遊休農地についても管理機構に貸さなければ固定資産税を1.8倍にするとか。今後、推進委員も農業委員も仕事は増えていくと思います。それから、来年、担い手サミットが高知県で開かれるそうです。

事務局長：全国農業者サミットが担い手や認定農業者を対象に持ち回りで全国規模で開催されています。来年10月から11月の予定で高知県で開催されます。そのサミットで現地交流会とか現地研修で県かを8ブロックぐらいに分けて分科会形式で、嶺北もその一つの会場になっています。たぶん30人から40人規模になると思います。また、ご案内もします。それから、中間管理機構については遊休農地の調べもかなりきていますし、場合によったら推進委員さんに動いてもらうことも増えてくるかもしれません。

会長：TPPについてもアメリカの大統領選やEUからのイギリスの離脱等で話が変わってくるかもしれません。知事からは高知県の産業振興計画についても話してもらいましたが、四万十のようなハウスを建てて雇用を生むと言っておりましたが、いずれにせよ、高齢化と過疎化は避けて通れませんから大変なことだと思います。余談でした。事務局からありますか。

事務局 秦泉寺：4月に審議していただいた伊勢川山の太陽光発電の件ですが、先週、県の許可が出ましたのでお知らせをしておきます。本山町分については、現在、県で審査中です。それから、先月渡したパトロールの提出が7月末にしておりますので、よろしくをお願いします。最後に、農業新聞の申し込みがまだの方は事務局までお願いします。

会長：他にありませんか。

他委員：なし。

会長：無いようですので、以上で第3回農業委員会総会を閉会します。ありがとうございました。

土佐町農業委員会会長

高尾 義治 天

議事録署名委員

山本 亮一 部

議事録署名委員

伊藤 弘康